

玉東町防災情報伝達システム等整備事業

プロポーザル実施要領

令和2年8月

熊本県玉東町

玉東町防災情報伝達システム等整備事業に係るプロポーザル実施要領

1 要領の目的

本要領は、「玉東町防災情報伝達システム等整備事業」についての設計・施工事業者の選定を、企業評価、企画力、技術力、保守実績等の観点から、プロポーザル方式にて実施するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2 本業務の目的

本町で使用中の老朽化した防災行政無線設備のデジタル化等を行うことにより新たな情報伝達手段を確立し、専門的な知識や技術を有する事業者の支援を受けることにより、当該設備の充実や時代に即した情報伝達手段の導入を目指し、かつ将来的にも拡張性・汎用性の高いシステムを構築することを目的とする。

3 事業概要

(1) 件名

玉東町防災情報伝達システム等整備事業

(2) 履行期限

令和4年2月28日（月）

(3) 履行場所

玉東町内一円

(4) 業務内容

玉東町防災情報伝達システム等整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）のとおり。

(5) 応募価格要件

予定価格（事業費用の上限）

200,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

※上記予定価格は、本事業にかかるすべての費用を含むものとする。

応募事業者は、上記予定価格を超えない範囲で見積もりを提出すること。

4 プロポーザルの日程

(1) 公募開始	令和2年 8月24日（月）
(2) 参加申込書提出期限	令和2年 9月 4日（金）
(3) 質問締切日	令和2年 9月 8日（火）
(4) 参加資格結果通知	令和2年 9月15日（火）
(5) 質問に対する回答期限	令和2年 9月15日（火）
(6) 技術提案書提出締切日	令和2年 9月28日（月）
(7) 第一次審査（書類審査）結果通知	令和2年10月 5日（月）【予定】
(8) 第二次審査（ヒアリング）	令和2年10月12日（月）【予定】
(9) 第二次審査結果通知	令和2年10月16日（金）【予定】
(10) 優秀提案者との仮契約	令和2年10月中旬【予定】

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たすこと。

- (1) 令和2年度玉東町建設工事入札参加資格者名簿において、九州内に本店又は営業所を有し、電気通信工事業として登録されていること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (3) 玉東町工事等請負・委託契約に係る指名停止措置要領に規定する指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団その他の本工事を行うのにふさわしくない者でないこと。
- (5) 会社更生法第17条の規程による更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 民事再生法第21条の規程による再生手続きの申立てがなされていないこと。
- (7) 建設業法第15条の電気通信工事にかかる特定建設業の許可を得ていること。
- (8) 建設業法第26条の監理技術者(電気通信工事)又は主任技術者の資格を有する専任者を配置できるものであること。なお、当該配置する技術者は、本資格確認申請のあった日において、3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。
- (9) 過去において防災情報伝達システム等の元請完工実績を、有していること。
- (10) 防災情報伝達システム等の機器製造者、又は同製造業者から機器提供を受ける事業者であること。機器提供を受ける事業者が応募する場合は、製造業者発行の証明書を提出すること。

なお、参加にあたり、同一の機器製造業者又は同製造業者の関係する会社より1社のみでの参加とすること。(複数社の参加は認められない)

6 選定方法

(1) 実施方式

条件付き一般公募型プロポーザル

(2) 審査方法

別紙「玉東町防災情報伝達システム等整備事業 決定基準書」(以下「決定基準書」という。)による。

7 手続等

(1) 参加申込期間 令和2年9月4日(金)午後3時まで

※ただし、土日祝日を除く開庁日のみとする。

(2) 受付場所 玉東町役場総務課

(3) 提出方法

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、「参加申込書」(様式第1号)に次の関係書類を添付のうえで提出すること。なお提出は、窓口へ直接提出又は郵送(期限まで必着に限る)すること(メール・FAXは不可)。

①直近年度の決算資料(任意様式)

②防災情報伝達システム等工事完工実績表（様式2）

防災情報伝達システム等工事完工実績を3件まで記載すること。

記載した工事案件については、CORINS 又は契約書等証明できる書類を添付すること。

③許認可・資格免許一覧（様式3）

④配置予定技術者実績証明書（様式4）

配置予定技術者の保有資格及び防災情報伝達システム等工事实績を記入すること。また、配置予定技術者の監理技術者証の写し及び雇用証明の写しを添付すること。

⑤参加資格審査申請に伴う誓約書（様式5）

⑥役員に関する調書（様式6）

⑦納税証明書（未納がない旨の証明）（任意様式）

国税・都道府県民税・市町村民税の各1通（写し可）

⑧防災情報伝達システム等の機器提供証明書（機器製造者でない場合に提出。任意様式）

(4) 参加資格の可否及び喪失

本項(1)～(3)により、参加申込書を提出した者について、提案資格の審査を行い、その結果を通知する。この通知において有資格者として認められる者のみが8項に示す提案書を提出することができるものとする。

ただし、次の各号のいずれかに該当したときは、参加資格を喪失するものとする。

ア 本手続において、提出した書類等に虚偽の記載をし、またはその他不正な行為をしたとき。

イ 工事の契約締結を行うまでの期間中に、5項「参加資格」に該当しなくなったとき。

(5) 参加辞退

参加申込書を提出したが、その後、辞退を希望する者は、「参加辞退届」（様式7）に必要事項を記載の上、持参または郵送すること。

(6) 提案に関する質問および回答

参加申込書の提出を行った後、提案等に関する質問がある場合は、「実施要領等に係る質問書（以下「質問書」という。）」（様式8）に内容を簡潔に記入の上、以下のとおり提出すること。

ア 質問書提出締切り

令和2年9月8日（火）正午まで

イ 質問方法

質問書を電子メールに添付し、「連絡先」へ送付すること。

ウ 回答方法

令和2年9月15日（火）までに、全ての応募者に質問者を伏せた上で電子メールにて送付する。

(7) 提案書の提出期限等

参加申込書の提出を行った後、5項により有資格者と認められた者は、以下の内容に従って提案書等を提出すること。

ア 提案書提出締切り 令和2年9月28日(月)午後3時まで

※ただし、提出受付は土日祝日を除く開庁日のみとする。

※提出した書類は期限内の差替えを認める。

イ 提出方法 窓口へ直接提出又は郵送(期限まで必着に限る)すること(メール・FAXは不可)。

ウ 提出部数 正：1部(表紙及び各見積に社印が押印されたもの)

副：6部(正の写し)

データ：1部(提案書1式をPDFにし、CDで提出する)

エ 受付場所 玉東町役場総務課

8 提案書の作成

要求水準書を十分に確認したうえで、次に求める資料をA4版で作成し、紙ファイル(A4版)に以下の順に綴じて提出すること。図面等はA3版でも可とするが、A4版に折込むこと。

ファイルへは「玉東町防災情報伝達システム等整備事業」、貴社名を記載すること。

(1) 7項(3)の①から⑧の資料

(2) 提案に関する資料

ア 提案コンセプト

応募事業者が企画するコンセプトをA4版4頁以内(様式自由)で提案すること。

イ 技術提案

応募事業者が計画する技術提案をA4版16頁以内(様式自由)で提案すること。(決定基準書を参照)

(3) システム切替工程表案に関する資料

応募事業者が計画する情報伝達システム等整備に向けた既存システムからの切替工程表を提示し、新旧併設期間や工事期間を示すこと。(様式自由)

(4) 保守提案に関する資料

ア 要求水準の達成を証する資料

提案するサービス内容は以下のとおり。

①定期点検

・年2回

・対象は、親局設備、中継局設備(提案の中で整備する場合)、附属装置(遠隔制御装置等)、屋外子局(支持柱含む)、屋内受信端末、J-ALERT連携、その他連携、その他応募事業者が必要と判断する装置(屋外子局の状態点検以外は遠隔による点検も可)。

②屋内受信端末の保守(修理及び受信確認等) 50台/年

③障害時対応

- ・24時間365日受付対応。
- ・2時間以内の駆けつけ対応（リモートによる対応も可）。
- ・サービスイン後10年間、安定して部品等を供給できること。

イ サービスレベルの提案資料

本号における要求水準において、応募事業者の実現可能な保守内容（保守体制含む）をA4版1頁で提案すること。

ウ 保守見積の提出

導入後1年間は瑕疵期間とし、その後発生する10年間の保守点検費用及び維持経費を、本号で応募事業者が示したサービスレベルの内容で算出すること。見積様式は自由とし、見積金額に消費税を含むものとする。

(5) 工事費見積書

3項(5)「応募価格要件」に示した範囲で作成すること。要求水準書にない応募業者が提案した追加機能や提案工事等、本項(2)「提案に関する資料」の提案内容に基づき、関連費用も含めて算出すること。また見積様式は自由とするが、極力詳細に品目を洗い出し、その数量・単価も示すこと。なお、見積書は、消費税を含むものとする。

(6) 会社概要に関する資料

応募事業者の会社概要等を記載すること。

9 採用案決定後の業務

本町は、選定委員会による最優秀提案者及び優秀提案者の選定結果を基に、契約候補者及び次点者を決定し、契約交渉の相手方とする。ただし、最優秀提案者が辞退その他の理由で契約の締結に至らなかった場合は、次点者を契約交渉の相手方とする。

結果については、全参加者へ通知を行う。

なお、最優秀提案者（または優秀提案者）は結果公表後、本町と仮契約を締結し、その後議会の議決をもって契約の効力を発する。

10 参加者の費用負担

参加申込、技術提案書等の作成、提出等に係る費用は参加者の負担とする。

11 その他

- (1) 提案の著作権は各応募事業者に帰属する。ただし、町が必要とするときは、応募事業者と協議・合意の上、使用できるものとする。
- (2) 本プロポーザルにおいて、その公正な執行を妨げた者、虚偽の提案を行った者又は公正な価格の成立を阻害し、不正な利益を得ようとした者は失格とする。
- (3) 本プロポーザルに係る提出物は返却せず、町の保存期限経過後に破棄する。

- (4) 提出された書類に次のいずれかに該当する場合は失格とする。
- ア 提出書類に不足または虚偽の内容があった場合。
 - イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ウ 見積金額が上限額を超えているもの。
- (5) 参加を表明した者が1社であっても、審査を行い評価の点数が基準点を超えた場合は、有効とする。

1 2 連絡先

〒869-0303

熊本県玉名郡玉東町木葉 759

玉東町役場 総務課 (担当: 安田)

電話 0968-85-3111

FAX 0968-85-3116

Mail yasuda-k@town.gyokuto.lg.jp